

STRDESIGNオプションレンタルサービス注文書

※下記ご記入・ご捺印のうえ、郵送でお送り下さい。

〒105-8668 東京都港区芝浦 1-2-1 シーバンス N 館 富士通エフ・アイ・ピー株式会社 TC営業部 建設グループ

注文日： 年 月 日

ソフトウェア製品名	使用権許諾期間	単価 (税込)	数量	使用料 (税込)
混構造	3ヶ月間	86,400 円		円
混構造	6ヶ月間	151,200 円		円
混構造	1年間	280,800 円		円
混構造+構造自動設定+3次元可視化ツール	3ヶ月間	129,600 円		円
混構造+構造自動設定+3次元可視化ツール	6ヶ月間	237,600 円		円
混構造+構造自動設定+3次元可視化ツール	1年間	453,600 円		円
使用料合計 (税込)				円

利用開始希望日	年 月 日
注文日から10日以降の日をご記入ください。ただし、使用料の支払い状況等により、利用開始日をご希望に添えない場合があります。	

甲(お客様)は、下記の内容を了承の上、上記のソフトウェア(サポートサービスを含む)を乙(富士通エフ・アイ・ピー株式会社)に注文します。

甲:会社名			
部署名/ 責任者名	部署名:	責任者名:	(印) ※お手数ですが必ず捺印願います。
住所	〒		
連絡先	Email アドレス:		
	TEL:	FAX:	
ID	STRDESIGNのIDをご記入ください。		ID:

【注文の条件】

1. 「STRDESIGNオプションレンタルサービス利用規約」に合意すること。
2. STRDESIGNのバージョンVersion15以降を使用していること。
3. STRDESIGN基本サポートサービスを契約していること。
4. 支払条件: 乙の請求に基づき、ソフトウェアの利用に先立ち、乙の指定する銀行口座に一括して振り込む方法により支払うものとします。

【提供形態】

- (1)ソフトウェアは甲において乙所定のサイトからダウンロードする方法により提供するものとします。
- (2)マニュアルは電子マニュアルで、ソフトウェアのヘルプに添付して提供するものとします。

【個人情報の取り扱いについて】

※甲から乙に提供された甲に関する個人情報は、乙の「個人情報保護指針: <http://jp.fujitsu.com/fip/privacy/>」に基づき適切に管理いたします。
 ※甲の個人情報は、本件取引に必要な行為(お申込み確認、商品のお届けなど)の範囲内でのみ利用し、その他の目的に利用することはありません
 ※個人情報の訂正・削除を希望する場合、下記までご連絡下さい。ご本人確認が出来次第すみやかに対応いたします。

連絡先: TC営業部 電話: 03-5730-0723 FAX: 03-5730-0720

STRDESIGNオプションレンタルサービス注文請書

年 月 日

様

上記のとおり、注文をお請けいたしました。

印

第1章 総則

第1条 (本契約の成立)

甲は、乙所定のWebサイト(以下「乙所定のサイト」という)掲載のソフトウェア(以下「プログラム」という)および当該プログラムに対するサポートサービス(以下「本サービス」といい、プログラムと合わせていうときは、「本製品等」という)を乙所定の注文書にて注文するものとします。本製品等に関する甲乙間の契約(以下「本契約」という)は、乙が、甲による第6条に定める使用料の支払いを確認したときに成立するものとします。

第2章 プログラムの使用許諾

第2条 (総則)

乙は甲に対し、日本国内においてご注文のプログラムおよびプログラムに関する説明等のマニュアルその他の付随資料(以下「付随資料」という)を、非独占的に使用する権利(以下「使用権」という)を許諾するものとします。

第3条 (プログラム等の提供)

1. 乙は、本契約に基づきプログラムおよび付随資料を乙所定の提供形態で甲に提供するものとします。乙による各プログラムおよび付随資料の使用にかかわる本サービス利用者登録完了通知書兼ID交付書(以下「ID交付書」という)を交付することを、甲の乙に対する検収が完了するものとします。ID交付書記載の利用開始日を当該プログラムの使用権許諾開始日とします。

2. 甲乙いずれの責にも帰すことができない事由によるプログラムおよび付随資料についての損害は、納入前は乙、納入後は甲が負担するものとします。

第4条 (プログラムの使用権許諾期間)

プログラムの使用権許諾期間は注文書に定めるとおりとし、その開始日および終了日については、乙が注文書に基づいてID交付書にて通知するものとします。

第5条 (プログラムの使用)

- 乙は、プログラムの使用権許諾期間中、プログラムを1台のコンピュータにインストールして当該コンピュータで非独占的に使用する権利を許諾します。なお、乙が甲にプログラムの使用権を許諾したことにより、プログラムおよび付随資料に関する著作権、産業財産権(以下総称して「知的財産権」という)が移転することはないものとします。
- 甲は、プログラムならびにその使用権および付随資料について、第三者に対しこれを譲渡、貸与または再使用権を許諾しあるいは担保の目的に供することはできないものとします。
- 甲は、プログラム、付随資料およびこれらに関して知り得た技術情報を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、第三者に開示・漏洩しないものとします。また、甲は、プログラム、付随資料およびこれらに関して知り得た技術情報をプログラム使用権許諾期間終了後といえども、本契約に定める場合を除き、第三者に開示・漏洩しないものとします。
- 甲は、乙の事前の書面による承諾なしには、プログラムおよび付随資料を改造しもしくはプログラムの全部または一部を組み込んで別のソフトウェアを作成する等の行為(以下「改変」という)はできないものとします。なお、乙の承諾に基づき改変されたプログラムおよび付随資料についても、本契約のプログラムに関する各条項が適用されるものとします。
- 甲は、本契約の条件に従いプログラムを使用するかまたは保管するために必要な限度で、プログラムの全部または一部を1部複製できるものとします。ただし、このプログラムの複製物についても、本契約のプログラムに関する各条項が適用されるものとします。
- 甲は、プログラムについて、逆アセンブル、逆コンパイルを伴うリバースエンジニアリングを行わないものとします。
- 第4項または第5項に基づき、甲がプログラムの改変または複製を行う場合、甲は別途乙の指示に従い、当該プログラムに含まれている権利表示に関する部分を当該改変または複製されたプログラムの内部に含めるとともに、その媒体上にも所定の権利表示を付すものとします。
- プログラムのインストール時に表示される「使用許諾契約書(クリックオン契約)」の定めと本契約の定めが異なる場合は、本契約の定めが優先して適用されるものとします。

第6条 (使用料)

- プログラムの使用料(以下「使用料」という)は、本製品等を注文する際に、注文書で選択した本サービスの使用料とします。
- 使用料は、ID交付書記載の利用終了日以前にプログラムの使用を終了した場合でも、乙の責に帰すべき事由による終了の場合を除き、甲に対し返金されないものとします。

第7条 (プログラム等に対する責任)

- プログラムに乙の責に帰すべき付随資料との不一致が発見され、その旨甲より乙に通知された場合、当該不一致が存在したプログラムの使用期間中に限り、当該不一致の修正もしくは修正情報の提供を行うものとします。ただし、当該不一致が重要なものでなく、かつ、その修正に過分の費用を要する場合、乙は、当該修正または修正情報の提供の責任を負担しないものとします。なお、修正後のプログラムについても第5条の使用条件が適用されるものとします。
- 合理的な範囲で、乙が前項に定める修正もしくは修正情報の提供を繰り返し実施したにもかかわらず、前項の不一致が修正されなかった場合には、当該不一致に起因して甲に生じた損害につき、甲および乙による損害額等について協議のうえ、不一致が存在したプログラムの使用料相当額を限度として乙は賠償責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰す

- ことができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。なお、本項に基づき責任を負う期間は前項と同じとします。
- 甲が本契約に従わずにプログラムを使用したことにより甲に生じた損害または第三者から甲に対する請求につき、乙は責任を負わないものとします。なお、プログラムに乙が第三者から許諾されたプログラムが含まれる場合、当該第三者はいかなる保証も行わないものとします。
 - 乙は、本条、第22条および第23条に基づき負担する責任以外の、プログラムおよび付随資料の使用または使用不能から生じるいかなる損害(逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損害を含むが、これに限られないもの)とし、乙がそのような損害の可能性について知らされていた場合も含む)に関しても一切責任を負わないものとします。

第8条 (通知)

- 甲は、次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく乙に通知するものとします。
- プログラムおよび付随資料につき、乙の権利を侵害するような事態が発生したときまたはそのおそれがあるとき
 - プログラムおよび付随資料につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき

第3章 サポートサービス

第9条 (総則)

- 乙は、本契約に基づき、末尾サービス仕様書記載の本サービスを実施するものとします。
- 前項の本サービスにおける乙の作業形態は、甲が主体として行作業に対し、乙が必要な支援作業を実施する形態とします。

第10条 (本サービスの実施)

乙は、本サービスの実施期間中、サービス仕様書に従い、善良なる管理者の注意をもって本サービスを実施するものとします。

第11条 (サービス仕様書)

- 本サービスに関する内容その他本サービスを実施するうえで必要となる甲の作業、本サービスの実施に関する条件については、サービス仕様書に記載のとおりとします。
- サービス仕様書に条項と異なる定めがある場合は、サービス仕様書の定めが優先して適用されるものとします。

第12条 (本サービスの実施期間)

本サービスの実施期間は、第4条に定めるプログラムの使用権許諾期間と同一とします。

第13条 (甲の協力)

甲は、乙が本サービスを実施するにあたって、サービス仕様書に定められた甲の作業を誠実に実施するとともに乙の作業に関し必要な協力を行うものとします。

第14条 (サポート料)

本サービスの対価は、使用料に含まれるものとします。

第15条 (本サービスに対する責任)

本サービスに対する乙の責任は、サービス仕様書に定める支援作業を甲のために最善の努力をもって実施することに限られるものとします。

第16条 (再委託)

- 乙は、本契約に基づき受託した本サービスの全部または一部の作業を、乙の責任において第三者に再委託できるものとします。
- 前項に基づき乙が再委託した場合において、再委託先の選定、監督および再委託先が行った作業の結果については、当該再委託先が甲の指定した者である場合を除き、乙は一切の責任を負い甲に対して迷惑をかけないものとします。

第4章 共通条項

第17条 (支払)

- 甲は、注文書記載の使用料を、注文書記載の支払条件に従い、乙に支払うものとします。
- 注文書記載の支払期日が、金融機関の休業日にあたる場合は、当該支払期日は前営業日とします。
- 使用料の支払時における金融機関に対する振込手数料等は、甲の負担とします。
- 乙は、甲が、注文書記載の支払期日までに契約金額の支払いを完了しない場合、当該注文を取り消したものとみなすことができるものとします。

第18条 (秘密保持義務)

- 甲および乙は、本契約の履行に関して相手方から開示された秘密情報を、本契約の履行のために知る必要のある自己の役員および従業員以外(再委託先を除く)に開示、漏洩してはならないものとします。なお、本契約において、秘密情報とは、以下の情報にいうものとし、本条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続するものとします。
 - 秘密である旨の表示をした書面(電子的形式を含む)で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
 - 秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後10日以内に相手方に書面(電子的形式を含む)で提示された情報

- 本契約の内容
- 次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとします。
 - 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者(以下「受領者」という)の責によらずして公知となったもの
 - 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
 - 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
- 甲および乙が保有する個人情報(個人情報の保護に関する法律)第2条第1項に定めるものをいう)でその旨明示のうえ開示された情報は秘密情報として取り扱うものとします。

第19条 (安全保障輸出管理)

甲は、本製品等のうち、「外国為替及び外国貿易法(これに関連する政省令を含む)で規定する許可が必要な輸出取引を行うときは、所定の許可を取得するものとします。

第20条 (解除)

- 甲または乙は、相手方が本契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないときは、相手方になんらの通知、催告を要せずただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
- 甲または乙は、前項に該当したときは、当然に期限の利益を失い相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

第21条 (ハイセイフティ用途)

甲は、本製品等が、一般事務用、パーソナル用、家庭用、通常の産業用等の一般的な用途を想定して設計・製造または実施されているものであり、原子力施設における核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運行制御、生命維持のための医療用機器、兵器システムにおけるミサイル発射制御など、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途(以下「ハイセイフティ用途」という)に使用されるよう設計・製造または実施されているものではないことを確認します。甲は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、本製品等を使用しないものとします。また、甲がハイセイフティ用途に本製品等を使用したことにより発生する、甲または第三者からのいかなる請求または損害賠償に対しても乙は責任を負わないものとします。

第22条 (第三者の権利侵害)

- 本製品等の全部または一部につき、甲が本製品等を使用するにあたり、第三者から著作権、産業財産権(以下総称して「知的財産権」という)を侵害するものであるとして甲に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という)がなされ、甲および乙の処理の要請があった場合、または乙より委託を受けた取引先(以下総称して「乙等」という)は甲に代わって当該第三者との紛争を処理するものとし、その際、乙等は当該第三者に対する損害賠償金の支払を含む紛争処理費用を負担するものとします。なお、この場合甲は、当該第三者との紛争を乙等が処理するために必要な権限を委任するとともに、必要な協力を乙等に行うものとします。
- 前項において本製品等の全部または一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、乙等は乙の判断により、次の各号のいずれかの措置をとるものとします。
 - 当該本製品等を侵害のないものに変更すること。
 - 甲が当該本製品等を自ら利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
 - 上記各号の措置がとれなかった場合、甲が当該本製品等を使用できなくなるにより被る損害について、甲および乙によるその損害額等について協議のうえ、当該紛争の対象となったプログラムの使用料相当額を限度として、甲に対し損害賠償をすること。ただし、乙の責に帰すことができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害・逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
- 第1項にかかわらず、甲が本製品等を他の機器/サービス等と組み合わせ使用することにより被る損害について、甲および乙によるその損害額等について協議のうえ、当該紛争の対象となったプログラムの使用料相当額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

第23条 (債務不履行責任)

甲または乙は、本契約に基づく債務を履行しないこと、もしくは第20条第1項に該当したことにより相手方に損害を与えた場合、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、本契約の解除の有無にかかわらず、損害発生の原因となったプログラムの使用料相当額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

第24条 (反社会的勢力等の排除)

- 甲および乙は、自らまたはその役員(名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に

参加していると認められる者)および従業員(事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者)が、次の各号に記載する者(以下「反社会的勢力等」という)に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
 - (2) 反社会的勢力等に資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用するなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する反社会的勢力等とされる行為を行わないことを相手方に対して確約するものとします。
- (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
 - (2) 違法行為または不当要求行為
 - (3) 業務を妨害する行為
 - (4) 名誉や信用等を毀損する行為
 - (5) 前各号に準ずる行為
3. 甲および乙は、相手方が前各項に違反したときは、相手方に対して損害賠償義務を負うことなく、なんらの通知、催告を要せずただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。

第25条(管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条(誠実協議)

本契約に定めのない事項および疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し円満に解決するものとします。

サービス仕様書

1. サポートの前提条件

(1) 条件

- ① STRDESIGNの最新バージョンを使用していること。
- ② STRDESIGN基本サポートサービスを契約していること。

2. サポートの内容

(1) Q&A サービス

- ① 乙は、別途乙の定める問合せフォームに入力した本製品等に関する使用、運用上の質問・相談を受け付け、甲があらかじめ乙に登録した甲の従業員(以下「甲担当者」という)に対して回答します。 なお、甲担当者の人数は2名までとします。
- ② 乙から甲への回答は、原則としてメールにより行うものとし、その実施時間は、月曜日から金曜日(乙の休業日を除く)までの9時30分から12時までと13時から17時までとします。
- ③ 対象となる質問・相談は、プログラムの操作方法と計算仕様に関するものに限るものとし、以下は対象外とします。
 - ・物件データ(PDFなどのイメージデータを含む)を送付頂いての対応
 - ・申請審査機関等からの指摘事項に関する直接的な対応

以 上

20 年 月 日

STRDESIGNオプションレンタルサービス利用者登録完了通知書

兼

ID交付書

様

この度はSTRDESIGNオプションレンタルサービスのご利用をお申し込みいただき誠にありがとうございます。

【STRDESIGNオプションレンタルサービス利用規約】に基づき、貴社（または貴殿）のお申し込みにつき、下記の内容にて受理し、登録が完了いたしましたのでお知らせいたします。

なお、ご利用にあたっては【STRDESIGNオプションレンタルサービス利用規約】を遵守いただきますようよろしくお願い申し上げます。

オプションレンタルID	:	
パスワード	:	
利用ソフトウェア		<input type="checkbox"/> 混構造 <input type="checkbox"/> 混構造+構造自動設計+3次元可視化ツール
利用開始日	:	年 月 日
(利用開始希望日	:	年 月 日)
利用終了日	:	年 月 日

営業窓口